

静岡県告示第316号

静岡県スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱（昭和55年静岡県告示第443号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

次の表に掲げる様式の改正前の項に掲げる字句をそれぞれ対応する改正後の項に掲げる字句に改める。

様式第1号	改正前	日本工業規格
	改正後	日本産業規格
	改正前	氏 名 ㊟
	改正後	氏 名
	改正前	4 ※印の欄は、保健所で記入してください。 5 氏名を自署する場合は、押印不要です。
	改正後	4 ※印の欄は、保健所で記入してください。
様式第2号	改正前	日本工業規格
	改正後	日本産業規格
	改正前	担当医師 印
	改正後	担当医師
様式第3号	改正前	日本工業規格
	改正後	日本産業規格
	改正前	静岡市追手町9番6号
	改正後	静岡市葵区追手町9番6号
様式第4号から 様式第8号 まで	改正前	日本工業規格
	改正後	日本産業規格
様式第9号	改正前	日本工業規格
	改正後	日本産業規格
	改正前	氏 名 ㊟
	改正後	氏 名

附 則

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- この告示の施行の際この告示の規定により改正されることとなった改正前の要綱の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書等は、改正後の当該要綱の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- この告示の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。